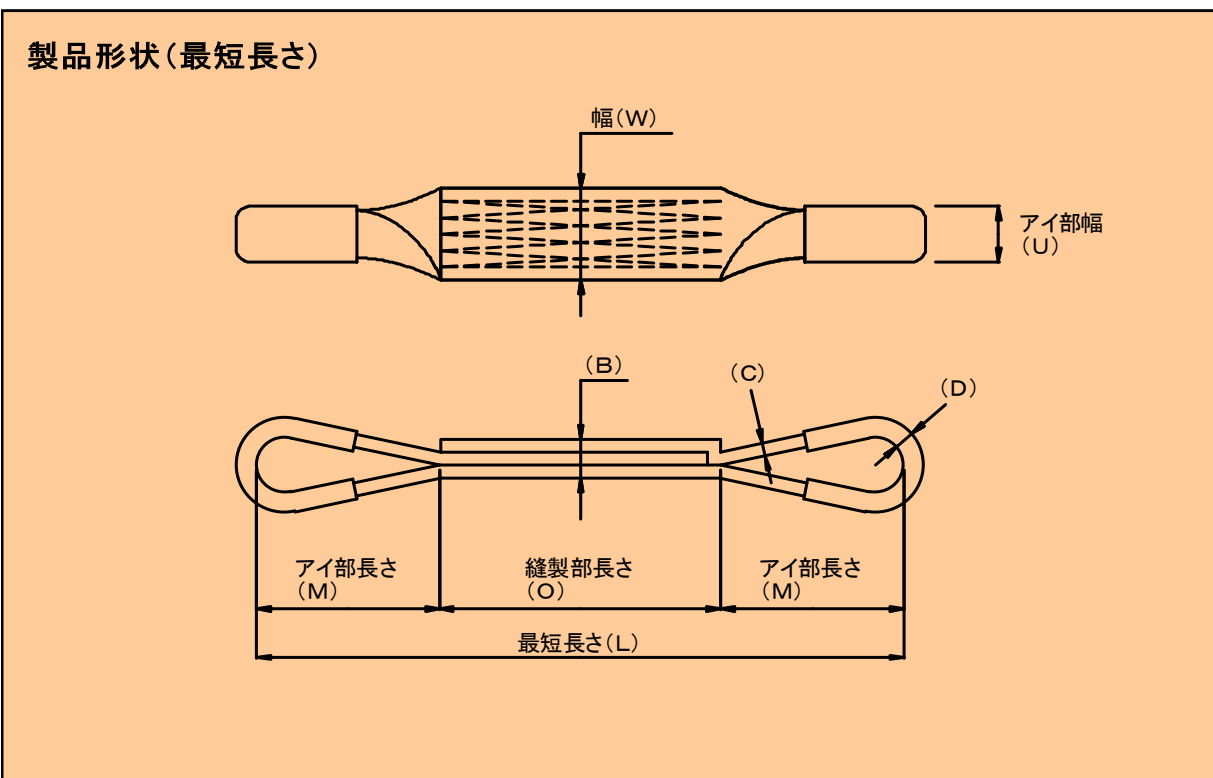


ベルトスリング別作品 製作可能な最短長さについて

ベルトスリングは用途に応じて標準品（オレンジブック掲載品）よりも、さらに短いサイズをご必要とされる場合においては別作品にて承っております。

ただし長さを短く変更する場合、その構造上の理由により製作可能な長さに限界があります。

その目安として下表にトラスコベルトスリングの製作可能な最短長さを示します。



ベルトスリング最短長さの寸法表

（単位：mm）

幅 (W)	アイ部長さ (M)	縫製部長さ (O)	アイ部幅 (U)	各部の厚さ			最短長さ (L)
				(B)	(C)	(D)	
25	50	200	30	12	4	9	300
35	100	220	23	12	8	13	420
50	100	240	30	12	8	13	440
75	150	300	42	12	8	13	600
100	200	380	40	12	12	17	780
150	250	430	60	12	12	17	930

＜ご注文の際の注意点＞

- (1) 長さの短いベルトスリング別作品においては、規格外品としてJISマーク表示できない場合があります。
- (2) 長さの短いベルトスリング別作品においては、最大使用荷重表示ができない場合があります。
- (3) 35mm幅以上のベルトスリングはアイ部がしぼり縫製の仕様になります。（25mm幅はしぼり縫製不可）
- (4) 両端のアイ部の長さが極端に短くなるため、ご使用のクレーンフック等に適合するか事前にご確認ください。
- (5) 上表に示す最短長さよりも長いものは、基本的に製作可能であるご理解ください。
- (6) ベルトスリングは繊維加工品のため、上表寸法から多少の誤差が生じる場合がありますことを予めご了承ください。

ベルトスリング化学薬品用

付属書 ポリプロピレンの耐薬品性

トラスコベルトスリング化学薬品用に使用される、ポリプロピレンマルチフィラメント原系の耐薬品性を表にまとめました。同封の取扱説明書をよくお読みいただき、表中の数値をご参考の上でより安全な作業を行ってください。

△注意

表中の数値はあくまで参考値であり、保証値ではありません。

ポリプロピレンの耐薬品性一覧表

薬品名	濃度 [%]	温度 [°C]	時間 [hr]	強力残存率 [%]
硫酸	10	60	500	98
	20	60	500	97
	40	60	100	96
	40	60	500	95
	97	60	100	89
	97	60	500	82
塩酸	5	60	500	100
	15	60	500	99
	20	60	500	97
	36	60	150	96
硝酸	10	60	500	94
	20	60	500	76
	40	60	100	62
リン酸	70	60	500	99
苛性ソーダ	10	60	500	98
	40	60	500	93
氷酢酸	—	20	150	96
硫酸ソーダ	10	60	500	98
亜硫酸ソーダ	1	60	500	100
硫酸マグネシウム	10	60	500	95
塩化第二鉄	10	60	500	94
塩化アルミニウム	10	60	500	97
塩化銅	10	60	500	99
次亜塩素酸ソーダ	1	60	500	69
	3	60	100	86
重クロム酸カリ	5	60	500	99
過酸化水素	1	60	100	96
	3	60	100	94
ギ酸	75	20	96	98
	90	60	72	95
ベンゼン	100	60	500	92
トルエン	100	60	500	94
メタノール	100	20	500	95
エタノール	100	20	500	99
エーテル	100	20	500	98
トリクレン	100	20	150	89

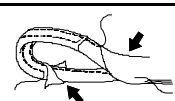
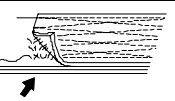
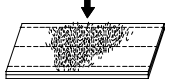
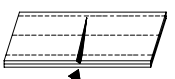
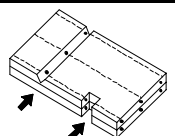


ベルトスリング用点検シート

管 理 No.	品 番	寸 法	最大使用荷重	使用開始年月日
		mm × m	t	年 月 日

- (1) ベルトスリングは、日常点検(使用前点検)及び定期点検(使用頻度によって異なるが通常1ヶ月ごとを目安)行って使用してください。
- (2) 点検項目、点検方法及び廃棄基準は次表を参考にして行ってください。
- (3) 使用状況によって一定の使用期限を定め、目立った損傷や外観に異常がなくても、次の使用期間を超えるものは廃棄してください。
- ①常時、一般的な屋内環境※で使用する場合・・・使用開始後7年を経過したもの(常温で紫外線にさえぎられた屋内環境)
- ②常時、一般的な屋外環境※で使用する場合・・・使用開始後3年を経過したもの(過酷な環境下ではさらに短くなります)

検査記号 ○=異常なし △=要注意 ×=廃棄

点検項目	点検方法	廃 棄 基 準	点検実施日 (年)					
			/	/	/	/	/	/
アイ	目視	 織目が分からないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。						
		 目立ったきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。						
		 縫糸が切断して、アイの形状が保たれないもの。						
縫製部	目視	 目立ったきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。						
		 縫糸が切断して、ベルトのはく離が少しでも認められるもの。						
本 体	目視	 全幅にわたって織り目がわからないほどに毛羽立ちし、たて糸の損傷が認められるもの。						
		 幅方向に幅の1/10に相当するきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。						
		 厚さ方向に厚さの1/5に相当するきりきず、すりきず、引っ掛けきずなどが認められるもの。						
		 縫糸が切断して、幅以上の長さにとってはく離しているもの。						
使用限界 標示の露出 又は消失	目視	 摩耗、きずによってアイ、縫製部又は本体のいずれかの部分において、ベルト内部の使用限界標示が著しく露出又は消失したもの。						
その他の 外観異常	目視	熱や薬品などによる著しい変色、着色、溶融、溶解などが認められるもの。 汚れが著しいために、使用可否の判定ができないもの。						
	目視	変形・きず・き裂・腐食が認められるもの。						
金 具	目視	変形・きず・き裂・腐食が認められるもの。						
	計測	摩耗量が元の寸法の10%を超えるもの。						
当てもの	目視	著しく損傷、破損又は変形したもの。						